

## 議案第98号

### 久喜市保育所条例の一部を改正する条例

久喜市保育所条例（平成22年久喜市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

第6条各号を次のように改める。

- (1) 月曜日から金曜日までの保育標準時間（久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例（平成26年久喜市条例第21号。以下この条において「条例」という。）第3条第1号に規定する保育標準時間をいう。）は、午前7時30分から午後6時30分までとする。
- (2) 月曜日から金曜日までの保育短時間（条例第3条第2号に規定する保育短時間をいう。）は、午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (3) 土曜日は、午前7時30分から午後1時30分までとする。

#### 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

平成26年11月27日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布及び児童福祉法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。